

魚津市公告第71号

平成30年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、公告する。

令和元年9月26日

魚津市長　　村椿　　晃

平成30年度決算に係る健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (13.27)	— (18.27)	13.3 (25.0)	126.1 (350.0)

備考

- 1 実質赤字額及び連結実質赤字額がないので、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は算定されない。
- 2 括弧内は、早期健全化基準である。

平成30年度決算に係る資金不足比率

(単位：%)

区分	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
下水道事業特別会計	—	20.0
農業集落排水事業特別会計	—	20.0
簡易水道事業特別会計	—	20.0
水族館事業特別会計	—	20.0

備考 資金不足額がないので、資金不足比率は算定されない。